

市・県民税の申告は三月十五日までだ

市・県民税

五十七年度分の市・県民税の申告相談を日程表のとおり行います。もし、申告されたいときは、各種の控除が受けられず不利になりますので、ご注意ください。

持参するもの

市・県民税の申告書、印鑑、給与所得者は源泉徴収票、事業をしておられる方は、各種営業簿、決算書等、その他所得を証明する書類、生命保険料等の支払領収書または支払証明書を持参してください。

一般の人の場合

- (1) 昨年中(昭和五十六年一月一日から十二月三十一日まで)に所得があった人。
- (2) 純損失、雑損失の控除の適用を受けようとする人。

給与所得者の場合

- (1) 給与所得のほかに所得(農業所得、地代、家賃、利子、配当等の収入)があった人。
- (2) 勤務先から給与支払報告書の提出がない人。

(3) 雑損控除、医療控除の適用を

受けようとする人。

年金所得者で他に所得がある人も申告が必要です

- (1) 老齢や退職を事由とする年金受給者。
- (2) 厚生年金や国民年金の老齢年金受給者。

(注) 各種年金受給者のうち、非課税扱いの年金を受けておられる人は、申告の必要はありません。

(例)

- ・障害を事由とする障害年金や廃疾年金。
- ・死亡を事由とする遺族年金や母子年金、遺児年金、寡婦年金。

▽ 所得税の確定申告書を提出した人(該当する人には、税務署から確定申告に必要な書類が送付されます。)は、市・県民税申告書の提出は必要ありません。

市・県民税の申告をしなければならぬ人には、区長を通じて配付しました申告の説明書をよく読んで、自分が住んでいる地区の相談指定日に正しい申告をいたしましょう。

なお、申告についての相談は、

市役所税務課市民税係におたずねください。

☎ 2111 内線 281

昭和57年度 市・県民税 申告相談日程

月 日	曜	会 場	対 象 地 域
2月16日	火	仙崎公民館	南町、幸町、旭町、錦町、鳥越町、新屋敷町、大泊
17日	水	"	本町、北本町、新町、今浦町
18日	木	"	新開町、大日比、鍛冶屋町
19日	金	"	祇園町、洲崎町、青海、栄町
20日	土	"	中新町、白湯1・2・3区
21日	日		
22日	月	俵山公民館	小原、木津、黒川
23日	火	"	郷、大羽山
24日	水	俵山農協	湯町、七重
25日	木	"	上政、上安田、下安田
26日	金	湊漁協	湊漁協組合員
27日	土	通公民館	通1・2・3・4・5・6区
28日	日	"	通7・8・9・10・11区
3月1日	月	"	通12・13・14・15・16区
2日	火	大畑小学校	山小根、坂水、真木
3日	水	"	渋木中区、渋木1・2・3区
4日	木	湯本温泉旅館組合二階大棟区長宅	門前、湯本、三ノ瀬
5日	金	中央公民館	田屋、駅前、湊1東、湊1西、湊2、湊3、湊中央、鉄道、緑ヶ丘、中山
6日	土	"	藤中、江良、上郷、下郷
7日	日		
8日	月	中央公民館	下川西、上ノ原、開作
9日	火	"	後ヶ迫、境川、上川西1・2区
10日	水	"	板持1・2・3・4区
11日	木	"	殿台、大河内、小河内、河原
12日	金	"	正明市1・2・3・4・5区
13日	土	"	上記指定日にこれなかった人
14日	日		
15日	月	中央公民館	上記指定日にこれなかった人

(注) 時間は、いずれも9時30分から16時まで

ちょっと
確かめてください
区長を通じて、封筒入りの申告書「三税(国・県・市)共同納税

相談を受られる人」を受取られた人の申告は、封筒のうらに記載してありますから、その相談日をよく確かめになるようご注意ください。なお、税務署から相談日の案内状がとどいた人は、その日に相談をしてください。



犬は正しく飼いましょう

犬を飼う人は、人や社会に迷惑をかけない心くばりが必要です。

